

2020年4月以降の公示案件で適用の契約約款と精算報告書について

2020年12月11日

JICA 調達・派遣業務部

2020年4月以降の公示案件で適用している契約約款（2020年4月版、2020年8月版。以下、「新約款」）では、精算報告書の提出に関し、それ以前の契約約款（2018年9月版以前。以下、「旧約款」）と比較し精算報告書の提出に関する点を変更しています。これに関連し、以下をご連絡致します。

1. 旧約款では、履行期間の末日までの精算報告書の提出を定めています（第14条）。
2. 新約款では、契約履行期間の末日から起算して30日以内を期限として精算報告書の提出を定めています（第14条第2項。ただし、履行期間の末日が2月1日から3月31日までとなる場合に限り、履行期間の末日までに提出）。
3. 旧契約約款では精算報告書の提出期限の延長を認めています（第14条）。毎年度の2月1日から同3月31日までを履行期限とする業務実施契約及び業務委託契約については、年度末支払業務に支障をきたすため、精算報告書の提出期限延長はご遠慮いただきたく存じます。
4. （旧約款・新約款共通）精算報告書提出時点で成果品製本の印刷に関する証憑書類など、一部の証憑書類が揃わない場合でも、契約金額精算報告内訳書には同経費を含めて計上し、証憑書類提出遅れに関する理由書を付記することで受け付けます。弊機構内での精算報告書の確認作業を進めつつ、証憑書類を全てご提出いただいてから精算金額を確定致します。
5. 2020年6月に掲載したお知らせ（以下参照）の通り、2020年11月現在では精算報告書提出期限の延長申請を2回目以上行うことや、1回の申請で30日を超える期間の申請も受け付けています。ただし、年度末支払業務との関係から、精算報告書提出期限を2021年3月1日以降とする延長申請はお受けいたしかねますのでご了承ください（履行期間の末日が2021年1月末以前の契約については遅くとも2021年2月末までに精算報告書の提出をお願い致します）。

以上

【参考】2020年6月4日付お知らせ

[緊急事態宣言の解除に伴う契約関連書類の提出に係る運用について](#)